日本弁理士会会則等に基づく会員の処分等手続フローチャート

紛議調停の請求
（弁理士法第６７条、会則第１２２条第１項）

苦情の申立て
・トラブルが生じているが、穏当、迅速に解決したい。
・対処方法を含めて相談したい。
等

処分の請求(会則第50条、51条)
何人も、会員について、会則第４９条第１項に該当する事実があると思料するときは、会長に対し、その事実を報告し当該会員を処分することを求めることができる。

執行役員会

①　報告　②　③

コンプライアンス委員会による事件処理

1．会長から委嘱された事件をコンプライアンス委員会で調査、対応し、全て執行役員会に報告する。
2．回付された各種案件の内容によって以下のような処理を行う。
・苦情は内規第７２号・７３号を援用し、事件予審部で苦情等の事件を予備審理し、事件対応部の委員が事件に対応し、その結果を執行役員会に報告。
・処分請求は、事件予審部で方式的なチェック後、執行役員会に報告。（②へ）
・紛議調停の申立は、事件予審部で方式的なチェック後、執行役員会に報告（③へ）。
3．事件の内容が複雑な場合は倫理部会で検討する。

綱紀委員会による調査
(会則第５１条)

「綱紀委員会規則」(会令第３８号)
会長は、以下の場合綱紀委員会に対し会則第４９条第１項に該当する事実の有無の調査を請求しなければならない。

1．会長が会員について会則第４９条第１項に該当する事実があると思料するとき
2．第５０条の規定による処分の請求があったとき

紛議調停(会則第１３章)

「紛議調停規則」(会令第４６号)
1．会長の委嘱により紛議調停委員会が調停を行う。
2．会長は、調停の成立、不成立、取下げ等により調停が終了したときは、会員及び当事者等関係人に通知しなければならない。
3．調停が成立したときは、会員及び当事者等関係人は調停の結果に従わなければならない。

会則第４９条第１項に該当する事実がない場合

1.会長思料→手続終了

2．５０条の規定による処分請求

不服なし

手続の終了

調査結果に不服（請求人）

不服審議委員会による再調査（会則第５１条の２）
1.会則第４９条第１項該当事実なし
2.会則第４９条第１項該当事実あり

懲戒の手続(弁理士法第３３条)
何人も、弁理士に前条に該当する事実があると思料するときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置を取るべきことを求めることができる。

会則第４９条第１項に該当する事実がある場合審査委員会への送致(会則第５２条)

「審査委員会規則」(会令第３７号)
1．審査委員会は、会長から送致された事案について会則第４９条第１項に該当するか否かを審査し、同第２項による処分について決議し会長に報告する。
2．審査対象者、処分請求人又は会長が、審査部の決議に対して異議を申立てた場合は、覆審部による再審査が行われる。

処分の方法(会則第４９条第２項)
（1）戒告
（2）会則によって会員に与えられた権利の２年を限度とする停止
（3）経済産業大臣に対する懲戒の請求
（4）退会

処分の執行及び公告(会則第５３条)
1．会員の処分を求める審査委員会の決議が確定した場合は、会長は、速やかに当該処分を執行する。
2．処分を執行したときは、会報（ＪＰＡＡジャーナル）に掲載する。

経済産業大臣による懲戒
(弁理士法第５章　弁理士の責任)

1．何人も、弁理士が、弁理士法または弁理士法に基づく命令に違反したときは、経済産業大臣に対し、事実を報告し適当な措置をとるべきことを求めることができる。
2．日本弁理士会は、会員に上記１(特許業務法人については弁理士法第５４条参照）に該当する事実があると認めたときは、経済産業大臣に対しその事実を報告する。(弁理士法第６９条)
3．大臣には調査義務が発生する。
4．処分をしたときは官報に公告される。

懲戒の種類(弁理士法第３２条)
一　戒告
二　２年以内の業務の停止
三　業務の禁止